

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

	コメントの概要	金融庁の考え方
○銀行法施行令		
第5条第2項第3号		
1	休日について新設した理由を教えてください。	<p>銀行法は、銀行の休日について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日、日曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>・12月31日から翌年の1月3日までの日を規定した上で、</li> <li>・銀行の営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所につき金融庁長官が承認した日</li> </ul> <p>等についても休日とすることができることとしています。</p> <p>今般の改正は、平日（の全部又は一部）に営業を行わない営業所を新たに設置する等、営業所の設置が多様化していること等を踏まえ、営業所を設置する場合における休日の設定と業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれとの関係については一義的には各銀行の経営判断に委ねることとするものです。</p>
2	<p>「銀行がその営業所を設置する際に」だけでなく、設置した後についても、原則、届出により休日を追加できることをご検討してほしい。</p> <p>国内営業所の廃止は届出によりすることができる場所、「廃止」よりも利用者へのインパクトが小さい「休日」の追加について、承認規制を必要とする立法事実があれば、教えてください。</p> <p>もし何か経過規定等別途あるのであれば、教えてください。</p>	<p>今般の改正の趣旨は上記の通りであるところ、営業所の休日に係る手続きのあり方については、今般の改正の実施状況等も踏まえ、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、本件改正における経過規定として、改正政令の施行の際になされている新設営業所の休日に係る承認の申請は、当該申請をもって届出とみなすこととしています。</p>
3	<p>新たに営業所を設置する場合には、例えば、財務局長に年間300日を「休日」として届出たうえで、実際にいつ営業するかは、銀行の都合により判断することにすれば、銀行法施行規則第17条第2項第2号等により、届出・公告・掲示が不要となる。銀行の営業の自由度を考えると、上記のような届出・運用も考えられると思うが、そのような運用が銀行法の明文の規定に反するわけではないという理解でよいか。</p>	<p>新たに設置する営業所の休日として届け出る日は、曜日や日付等を特定する必要があります。</p> <p>なお、営業所の休日の設定は、今般の改正による届出においても、業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないかとの観点から各銀行において適切に判断して頂く必要があります。</p>
○銀行法施行規則		
第9条第1項第1号		

4	「法第 15 条第 1 項に規定する休日又は第 16 条第 1 項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものに限る。」の「営業所」として、どのようなものを想定しているか、教えてほしい。	休日又は午後 3 時から午前 9 時までの間においてのみ業務を営む営業所を想定しています。
---	--	---